

2015年11月12日

株式会社引越社 代表取締役社長 空雅英 様
〒454-0954 愛知県名古屋市中川区江松 5-226
(株)引越社関東 東京本部
〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 14-4
岡谷ビルディング 2F

全国地域人権運動総連合
議長 丹波正史

管理職研修時における就職差別助長指導をはじめ
労働者の人権保護のために抜本改善を求める (要望書)

前略

全国地域人権運動総連合(略称=全国人権連)は、2004年4月3日に都内で開かれた、全国部落解放運動連合会(略称=全解連)の終結大会(第34回)をうけて、4日に「部落解放運動の発展的転換」ととげた組織として発足した人権団体です。

このたびインターネットのプレカリアートユニオンブログに元支店長で東京人事部採用担当の男性が暴露した参加者のメモが画像として載っており、そこには、「三国人→朝鮮人や韓国人」「ヨツ、ミツ(意味不明/註)部落」「×てんかん」「×外国人」「障害者(級により診断書)」などと、在日韓国・朝鮮人差別、部落差別、「てんかん」差別、外国人(国籍)差別、そして障害者差別など、ありとあらゆる差別を、採用時に行うよう“指導”している、貴社の違法な実態が明らかにされています。[\(http://d.hatena.ne.jp/kumonoami/\)](http://d.hatena.ne.jp/kumonoami/)

就職の機会均等の保障は、部落問題解決の重要課題としてあり、採用選考に当たって、その適性や能力が問題にされる前に、同和地区(部落)に対する予断や偏見による「差別」のために、希望する職に就けないという実態を無くすために、長年取り組んで来たものであり、今日でも、進路保障、統一応募書式の徹底など、国や関係機関に働きかけている状況にあります。(東京都の取り組み例 <https://www.hataraku.metro.tokyo.jp/equal/siryosaiyo-03.pdf>)

職業安定法第3条は「何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導等について、差別的取扱を受けることがない」と指摘し、募集、採用、採用後にあっても「差別的取り扱い」を禁じています。

貴社が労働者の人権を保障し、就職差別につながる研修内容や採用実態等の抜本改善を強く要望します。なお法務省人権救済課にも指導を要請しました。